

豊中市介護保険料の滞納者に係る支払方法変更等
及び給付額減額措置に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第66条及び第67条並びに第69条の規定に基づき、介護保険料（以下「保険料」という。）を納付しない第1号被保険者である要介護被保険者等（以下「要介護被保険者等」という。）に対して、介護保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）に支払方法変更の記載及び保険給付の支払いの一時差止め等並びに給付額減額等の記載について必要な事項を定め、保険料滞納者に対する納付指導の機会を確保し、被保険者間の負担の公平を図るとともに、本市の介護保険事業の健全な運営に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 支払方法変更の対象者は、保険料の納期限から1年が経過するまでの間に、保険料を納付しなかった要介護被保険者等とする。

2. 保険給付の全部又は一部の支払いの一時差止め対象者は、保険料の納期限から1年6ヵ月が経過するまでの間に保険料を納付しなかった要介護被保険者等とする。
3. 給付額減額の対象者は、保険料の徴収権が時効消滅した要介護被保険者等とする。

(支払方法変更等の記載)

第3条 支払方法変更の記載は、介護保険法施行規則（平成11年省令第36号。以下「省令」という。）第101条第1項の規定に基づき、認定の結果を被保険者証に記載する際に行うものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、介護保険被保険者証返還通知書により、被保険者証の提出を求め、支払方法変更の記載を行うものとする。
3. 給付額減額等の記載は、省令第112条の規定に基づき、認定の結果を被保険者証に記載する際に行うものとする。

(弁明の機会の付与)

第4条 前条第1項及び第2項に規定する支払方法変更の記載については、行政手続法第13条第1項の規定に基づき、あらかじめ弁明の機会を付与する通知書を送付する。

2. 要介護被保険者等が弁明を行うときは、弁明の機会の付与した日から起算して2週間以内に行わなければならない。

(特別の事情等)

第5条 第3条の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは、被保険者証に支払方法変更及び給付額減額等の記載をすることができない。

- (1) 支払方法変更等にあつては、別紙様式に掲げる特別の事情の届出により、保険料の納付が困難と認められるとき及び公費負担医療の対象者で届出があつたとき
- (2) 給付額減額等にあつては、別紙様式に掲げる特別の事情の届出により、給付額減額による利用料の支払が困難と認められるとき

(支払方法変更等の適用)

第6条 支払方法変更の適用は、介護保険被保険者証の有効期限の翌日からとする。

2. 給付額減額等の適用は、給付額減額等の記載を行なった日の属する月の翌月の初日からとする。

(保険給付の一時差止め等)

第7条 保険給付の一時差止めは、支払方法変更の記載を受けている要介護被保険者等に対して行う。

2. 保険給付の一時差止めを行うときは、要介護被保険者等に通知する。
3. 保険給付の全部又は一部の支払いを一時差止められている要介護被保険者等が、別紙様式に掲げる特別の事情又は公費負担医療の対象者以外で、なお滞納している保険料を納付しないときは、あらかじめ要介護被保険者等に通知し、一時差止めに係る給付額から滞納保険料を控除することができる。

(支払方法変更等の記載の消除及び保険給付の一時差止めの解除)

第8条 支払方法変更の記載を受けている要介護被保険者等が、次の各号に該当するときは、支払方法変更の記載を消除する。

- (1) 支払方法変更の記載に係る滞納保険料を完納したとき、又は解消が図られると認められるとき
 - (2) 第5条第1号に該当する事由があると認められたとき
 - (3) 要介護被保険者等が、法第28条、第29条及び第33条に規定する申請を行い、要介護被保険者等に該当しなかつたとき
 - (4) 法第31条及び第34条に規定する認定の取り消しを受けたとき
2. 保険給付の全部又は一部の支払いを一時差止められている要介護被保険者

等が次の各号に該当するときは、保険給付の一時差止めを解除する。

- (1) 前項の定めるところにより、支払方法変更の記載が削除されたとき
 - (2) 保険給付の一時差止めに係る滞納保険料を完納したとき
3. 給付額減額等の記載を受けている要介護被保険者等が、次の各号に該当するときは、給付額減額等の記載を削除する。
- (1) 給付額減額期間が経過したとき
 - (2) 第5条第2号に規定する事由があると認められたとき
 - (3) 要介護被保険者等が、法第28条、第29条及び第33条に規定する申請を行い、要介護被保険者等に該当しなかったとき
 - (4) 法第31条及び第34条に規定する認定の取り消しを受けたとき

(再加入)

第9条 被保険者資格を一旦、喪失した被保険者等が、要介護被保険者等として再加入し、第2条第1項及び第3項に該当するときは、支払方法変更及び給付額減額等を記載した被保険者証を交付する。

(支払方法の変更等に関する措置審査委員会)

第10条 支払方法の記載及び保険給付の一時差止め等及び給付額減額等の記載の措置の適正を審査するため健康医療部保険相談課に措置審査委員会を置く。

2. 措置審査委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。
 - (1) 健康医療部保険長
 - (2) 健康医療部保険相談課長
 - (3) 健康医療部保険給付課長
 - (4) 福祉部長寿社会政策課長
 - (5) 福祉部長寿安心課長
 - (6) その他、健康医療部保険長が指名する職にある者
3. 措置審査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は健康医療部保険長、副委員長は保険相談課長をもって充てる。
4. 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
5. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
6. 措置審査委員会の庶務は、健康医療部保険相談課において担当する。

(施行細目)

第11条 この要綱について必要な事項は、市長が定める。

附 則

1. この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
2. この要綱における保険料は、平成12年4月1日以降の納期限にかかるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。